日本科学者会議

京都支部ニュース 3月号 No.481

2024年3月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax: 075-256-3132

E-mail: jsa-kbranch3132@mbox. kyoto-inet. or. jp URL: http://web. kyoto-inet. or. jp/people/jsa-k/

 ゆうちょ銀行振替口座
 加入者名:日本科学者会議京都支部
 口座番号:01050-6-18166

 ゆうちょ銀行総合口座
 加入者名:日本科学者会議京都支部
 口座番号:14480-2800181

 上記**絡合口座**を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。 店名:四四八(読み ヨンヨンハチ)。店番:448. 預金種目:普通預金
 口座番号:0280018

••••• 目 次 •••••

<今年度会費の早期納入のお願い>

2023 年度会費の納入率は3月10日現在,90% (未納会員は18人) となっています. 本年度の会費 (一般会員:14,400円,若手会員:4,200円.特別会費会員と家族割会員の方にはすでに全員,納入いただいています) を年度内に納入くださるようお願い申し上げます. 過年度分の未納会費がある方は,あわせて納入いただきますようお願いいたします. 未納の方には1月に会誌を送付した際に振込用紙を同封しておりますので,そちらをご利用ください.

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください (Email アドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp). (支部財政担当幹事)

2.17「『放射線を浴びた X 年後III』上映会と高橋博子氏による解説講演会の つどい」の報告

表記映画は、核実験による放射性降下物 (フォールアウト) の危険性と被害を訴える. 伊東英朗監督による映画シリーズの第3作で ある. 大気圏内核実験によるアメリカ本土の 放射能汚染の実態が乳歯の調査により暴か れていった経緯を描いたものである. 現在, 全国各地で自主上映会が開かれている。主催 した「核兵器廃絶ネットワーク京都」は昨夏 にも京都市内で上映会を開催した. 今回, 同 ネットワークは、さらなる映画拡散の重要性 に鑑みて、フォールアウトの研究を進める奈 良大学の高橋博子教授の講演会とセットで の開催を試み、市民の間に放射性物質による 汚染の理解を広めることにした。高橋氏は、 ご自身の体験を交えながらアメリカ政府関 係の資料に基づいた講演をされた、以下、講 演内容を要約する.

高橋氏は、東京都小金井市で6ヵ月の子どもの育児休暇中に、2011年3月11日の東日本大震災と福島原発事故に遭遇した。その際、伊東監督のインタビューを受け、その様子が「放射線を浴びた X 年後 I」のなかで証言映像として映された。ご自身の研究により1950年代、60年代の核実験の子どもらへの影響を知っていたので、2011年の福島原発事故によるフォールアウトを恐れたが、放射線の影響は国内では全く報道されなかった。震災翌日の3月12日に原子力情報資料室のシンポジウムを IWJ で見て、深刻な状況であることを自覚した。ドイツなどで公開された放射性降

下物の情報をチェックしながら、屋内で子どもと過ごすようにした.

3月15日に大阪府枚方市に避難し、まずは 粉ミルクを大量に購入した.4月28日に、望 田幸男先生らが主宰する非核の政府を求め る京都の会に出席した.原発事故は核実験と 同じ被害をもたらすという講演をした.7月 3日には、「ビキニ事件の真実と福島原発被災 の今」というイベント開催し、伊東監督を招 きコメントをいただいた.

望田先生は、「季論 21」の「戦後と大震災後」という寄稿で、戦前と戦後の不連続性だけでなく、「大震災後」という言葉も同様に歴史的キータームとして語られるようになるだろう、震災前とは違う時代を作っていかねばならないと述べた。慧眼であった。

アメリカ原子力委員会は、ストロンチウムがカルシウムと同じ化学的性質をもっていて、放射性同位体であるストロンチウム 90 (Sr90) が体内に取り込まれることを知っていた。アメリカの運動に倣って、乳歯を保存しておこうと呼びかけた。ある福島県議会議員も県議会で乳歯保存を主張したが、県からは「反原発になる」と前向きの答弁はなかった。

太平洋での放射性降下物の拡散地図がアメリカ東部の地形に重ねられた政府資料を示しながら、米政府内では核戦争による影響評価に活用されたことを指摘した。それによれば、フィラデルフィアで屋外にいた場合。

半分くらい死亡する,屋内の1階にいれば20%くらい亡くなる.その文書は元々機密扱いであり,まだまだ未公開の文書がある.

ソ連が原子爆弾を開発した翌年の 1950 年 5月11日,アメリカ本土に核攻撃があった場合に民間人をどう守るかの観点で、被ばく線量と症状の関係を示す文書も見つかった. 軍事作戦の面から軍大佐の質問が掲載されていた. 被ばくした場合どれくらいの人員を戦闘に動員できるのか、病気になるのか、影響を説明するために人体実験をするべきだとの表現もある. 医学部長の発言では「すでに十分なデータがある」とされ、それは広島・長崎のデータであった.

1943年に作成された文書では、すでに核兵器を軍事兵器として使うのは妥当であるという認識が共有されていた. 広島、長崎の2つの原爆による被害は米国にとって重要なデータであり、そのユニークな機会は次の大戦まで得られないとある.

コダック社は、核実験による自社のフィルム商品の被害に端を発して独自に調査を開始した。1949年ごろからは、政府が共同研究として放射性降下物を吸着させるサンプリング調査を開始した。原子力委員会と空軍はプロジェクトサンシャインと称する $\mathbf{Sr}90$ の拡散の調査を行った。プロジェクトの $\mathbf{4.1}$ 項には重篤な $\mathbf{\beta}$ 線と \mathbf{y} 線の生物に対する影響

研究があり、マーシャル諸島の住民に対する機密調査が行われた。それは、軍需研究として「検査はされるが、治療はしない」方針で行われ、ABCCによる広島の調査と同じであった。「黒い雨」はアメリカでは「影響なし」が公式見解だが、軍事調査では「影響ある」を前提にしている。

アイゼンバット博士が第5福龍丸の被曝調査に来日し、1954年には放射能利用の日米共同の会議が開催された。1957年にABCCを通じて、広島の被害者の人骨が送られてSr90が分析された。同様に、全米、世界的な調査が行われ、とくに小さな子どもの骨が求められ、子どもへの影響が大きいことが分かっていた。

映画では、ルイーズ・ライス女史に電話を して乳歯調査を評価したケネディ大統領で あったが、ベトナム戦争のきっかけを作り泥 沼化させ南ベトナムの緊張を高めた. 枯葉剤 の使用も許可した. 一方で、キューバ危機の 回避や部分的核実験禁止条約の成立に貢献 した.

もう一つ重要な事実として、国立図書館での人体実験の調査で、ケネディ大統領が人体 実験についての調査を進めたことが判明した。大統領の基本的スタンスは軍事研究であり、医学研究、子どものための研究とは対立することを強調したい。(文責 前田耕治)

原発賠償京都訴訟控訴審(3月1日・第21回期日)傍聴報告

今回の控訴審は本ニュース1月号で報告し た大阪高裁での12月12日の第20回期日に 続くものである. さらにその次の期日は5月 22 日と決まり、1月号で予告した通りそこで 結審となり、年内には判決が出る見通しであ る. 繰り返しになるが、本控訴審は、京都地 裁での一審判決で国と東電の責任が一部認 められたものの、賠償範囲があまりにも限定 的で却下された原告もあることから、原告側 が控訴したものである. 原賠法1に基づき東電 のみを被告として損害賠償請求を行うこと で早期解決に結びつけるという訴訟方針も ある中で、真正面から国と東電の責任を問う 裁判となっている. 特に, 2022 年 6 月 17 日 の最高裁での国の責任を認めない判決後、全 国で国の責任を認めない高裁判決が続いて いる中で注目を浴びている. そういうことを 背景として, 今回の期日は結審直前というこ とでもあり、2名の弁護士から3つの準備書 面2に基づいて改めて国の責任を問う内容の 弁論があった. 他の訴訟にも関わる重要なも のなので、以下その内容を紹介しておきたい. ただし、紙面の許す範囲での概略となること と, あくまでも筆者の限られた理解内容に留 まることをお断りしておく.

まず,第1の準備書面による弁論では,上 記の最高裁判決の責任論部分の問題点を2名 の法学者(吉村良一立命館大教授,下山憲治 早稲田大教授)による判例評釈に基づいて指 摘した.その問題点は,責任有無の判断に不 可欠な 2011 年当時の国の作為義務 (監督者 としてどういう調査を行い事業者に対しど ういう規制を行うべきだったのか)を明示し ていないこと、しかもそれが、本来なら高度 の安全確保義務および最新の科学技術への 即応を課すべきであるにもかかわらずであ る. 最高裁判決の責任論部分では, 経産大臣 が規制権限を行使して事故を防ぐための措 置を東電に義務付け東電がそれに従ってい たとしても、津波によって海水が侵入し同様 の事故が起こった可能性が相当にあるとお よそ述べているが、結果的に回避措置を南東 側防潮堤に絞った判断を行っていて、当時既 に実用化されていた水密化手段を認定して いないなどの具体的問題点の指摘がされた. 上記のように回避義務に「最新の科学技術へ の即応」を求めることは、実は1992年10月 29 日の伊方原発訴訟での判例に示されたこ とであり、本控訴審でも問題の多い最高裁判 決を参照すべきでなく, 先駆的な伊方原発訴 訟の規範をもとに判断すれば、国の責任は優 に認定できると締め括った.

第2の準備書面による弁論では、水密化についてさらに鋭く国の責任を追及する。それは、「溢水勉強会」(原子力安全・保安院が原子力安全基盤機構(JNES)と共に2006年1月以降電力会社を交えて実施した勉強会)の記録等を資料とした弁論であった。国はこの勉強会以前には電力会社に津波に対する対策ーそれは国際原子力機関(IAEA)の安全

^{1 「}原子力損害の賠償に関する法律」では原 則として賠償責任を原子力事業者に集中す る.

² 一審原告準備書面 (62), (58), (63)を以下 では、弁論順に「第1~3の準備書面」と呼 ぶ.

基準に基づいて海岸立地の原発については水密化を含むーを講じさせる方針であったが、電力会社が加わった溢水勉強会は、規制の方向性に電力会社側が注文をつけるという異常なもので、長期評価による敷地高さを超える津波が予見可能であることを前提として、国が水密化をさせなかったことは国賠法上の結果回避義務違反とした。さらに、それがIAEA 基準の逸脱であることからは、津波の予見可能性に関係なく国賠法上違法であると指摘した。

第3の準備書面による弁論では、国内避難 民の権利に関する国連特別報告者の報告に 関する件で、法務大臣が特別報告者の見解は 日本に対する法的拘束力無しとした主張に 対して,以下のように論じた:確かに特別報 告者に命令権限はないものの、報告の内容は 「国際人権」という条約に基づく権利につい てであり、締約国は国内においてその権利に ついて「尊重」、「保護」、「充足」の義務があ る. また、特別報告者は単なる私人ではなく 国連人権理事会が設けた特別手続きの一つ, 国際人権擁護のための制度である. 日本政府 はその見解を尊重すべきである. さらに、具 体的に国内避難民の権利に関する特別報告 者であるダマリー氏の報告で、日本政府の避 難指示を解除する3つの基準について問題点 を指摘されていることが紹介された. その内 の, 空間線量率の基準について, 日本政府の 説明では福島は「緊急時被ばく状況」にあり その参考レベル (年間 20~100mSv) の最下 限を選択したとしているが、ICRP 勧告によ ると、住民が地域に恒久的にとどまるような 場合は、「緊急時被ばく状況」ではなく「現存 被ばく状況」でありその状況での参考レベル は年間 1~20mSv の範囲の下方部分から選 択し、さらに徐々に下端に向かって、あるいは可能ならそれを下回るレベルに低減することを目標とすべきとしている。また、十分な住居への権利、健康に対する権利にも言及し、報告の最終章の結論では「放射線は心配ないとする情報のみを提供し、避難民よりも帰還者に手厚い支援を行い、帰還に十分な条件が整う前に国内避難民への支援を終了することは、国際法の基準に反し、持続性のある解決策の選択と避難の権利を侵害するものである」と述べ、全ての行政及び立法政策とその実施において、「強制的」国内避難民と「自主的」国内避難民との間の差別的区別の完全撤廃を強く勧告したのである。

以上、結審に向けて国の責任を求める弁護 団の強い決意を感じさせる弁論であった.

なお、前回と同様、公判開始前のお昼時に 決起集会と裁判所を取り囲むパレードが行 われ、大きな声でアピールした。当日は朝か ら天気が悪く心配されたが、パレードが始ま る頃には青空となった。今回は風船をもった パレードであり、前回に引き続き 200 人を目 指していたが、平日では現役の方の参加は困 難であろうが、是非お時間のある方は、西天 満若松浜公園まで応援に来ていただきたい。 次回期日の5月22日は結審日で、応援の最 後の機会であり、支援する会では300人パレードを目指すとしている。

詳しくは、「支援する会」のサイト http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_k yoto/ 参照して頂きたい.

『日本の科学者』読書会 2 月例会 (2/19) の報告 1 月号 特集:発達障害の研究は今—当事者の語りを軸にして

標記例会が2月19日(月)15時30分より17時30分までZOOMを用いて行われた.参加者13名.1月号の特集は「発達障害の研究は今」をテーマに構成されており、読書会には、著者である近藤真理子氏、漆葉成彦氏、伊田勝憲氏の参加を頂いた.

漆葉 成彦 "精神科医療機関における発達障害診療の課題―過剰診断と過小診断について" (報告:漆葉 成彦)

現在、発達障害という用語は、社会に広く 知られるようになった. 特に大学を含めた教 育の場面や企業における人事管理の場面に おいては、発達障害に対する知識がかなり普 及してきていると思われる. 発達障害の知識 の普及に伴い発達面での特性を持つ人たち への支援が広がることは、望ましいことであ る. しかし一方で発達障害という"判断"("診 断"ではない)が安易になされることによっ て、置かれている状況に適応しづらい発達面 での特性を持った人たちを排除する社会的 な風潮があることも、また事実と言わざるを 得ない. このような視点から、発達障害の過 剰診断と過小診断についてその実態と問題 点についてまとめるとともに、発達障害支援 における社会モデルの重要性を述べたもの である.

発達障害のある人の数について正確な統計があるわけではないが、参考として文部科学省による児童生徒に関する調査がある. 2012 (平成24) 年と2022 (令和4年) のデータを比較すると、後者の方が明らかに高い

値を示している。生物学的な背景があると考えられる発達障害の頻度が調査年度によって大幅に変化するとは考え難い。発達障害と判断されることには社会の状況が大きく影響していると言わざるを得ず、そのことが過剰診断や過小診断と関係していると思われる。

発達障害の ASD あるいは ADHD の特性 はあるがその診断基準を満たさない人("グレーゾーン") に発達障害の診断名がつけられることにより、本人の特性が過度に病的なものと捉えられ、周囲の人たちの接し方や環境の改善がなされないおそれがある。また発達障害の診断によって本人の自己評価、自己受容に悪影響を及ぼし自らの特性を強みとして捉えることを阻害することもある。

一方で発達障害の見過ごしによる過小診 断にも弊害がある。先に述べたような二次障 害を主訴として受診した患者について、発達 障害という視点がないと、二次障害に対する 治療(主に薬物療法)に終始し、環境調整が 十分行われない可能性がある。

過剰診断も過小診断もいずれにも弊害が ある. しかし医学モデルと社会モデルの両方 を踏まえた上で、あくまで本人の支援に役立 てるためのものとしての診断であれば、多少の診断のずれは大きな弊害を生じないと考える.

伊田 勝憲 "発達障害等の排除と包摂を巡る 課題―「通常の学級」における学習面での困 難に着目して" (報告:伊田 勝憲)

今回、筆者の1人として読者会に参加させ ていただきました. 拙論「発達障害等の排除 と包摂をめぐる課題―『通常の学級』におけ る学習面での困難に着目して」では、義務教 育段階における各種統計を突き合わせて、発 達特性等により学習面で著しい困難の見ら れる子どもたちが特別支援学級等への転籍 あるいは不登校という形で、「通常の学級」か ら事実上「排除」されているおそれについて 推察し、結果として「通常の学級」における 多様性が損なわれ、共生社会の実現から遠ざ かっているのかもしれないということを論 じました. 改めて、他の先生方の論文及び読 者会での交流を通じて、高校段階以降も、特 に大学や職場等のあり方(風土)にも関わる 問題であることを強く感じました. いわゆる 「厳しい指導」が通らなくなってきているこ とをはじめ、おそらくは合理的配慮やユニバ ーサルデザインの提供を(法的にも)前提と したケアの文化を織り込んだ風土づくりの 過渡期 (歴史的転換期) において、包摂=イ ンクルージョンが必ずしも機能していない 場面が目立ってきているようにも思います. 読者会の中では、乳幼児期の育ちを支える関 わりについても話題になりました. 就学以降 の「教育」的な関わりと、それ以前の「医療」 「福祉」的な関わりとの断絶(非連続性)を どう乗り越えるか、切れ目のない支援という

形での時間的な連続性のみならず、BPS(生

物・心理・社会)モデルに関わる各分野の専

門職の持つ強みについての相互理解・相互浸透に基づく多職種連携・協働(質的な連続性・融合等)の展開が喫緊の課題とも感じます. これぞ、科学者会議の強みを生かして役割を発揮すべき課題というのは身贔屓すぎるでしょうか.

近藤 真理子 "大学における学生支援から発 達障害を捉えなおす" (報告:近藤 真理子)

大学全入時代,知的な遅れや発達障害の診断がされてる学生,発達障害の診断がついていることを知らない学生も在籍をしている.彼らの実態や対応についての拙稿をまとめ,報告を行った.

2016年改訂の「発達障害者支援法」には17 歳以降の診断も可能とされ、「大人の発達障 害」という言葉も聞かれるようになり、「社会 的障壁を取り除く」ことが社会の責任である ことも明記されている。子どもの頃に周囲に うまく適応できなくても、大学で困っていな いケース、大人になってから表面化したケー スなど多様で,自分にとっての社会的障壁が 何で、対応が可能か否かで困難さは変化する. 障害者権利条約の要請を受け、支援を求める 児童生徒への 配慮をすることが明示された が、大学においては、発達障害等の配慮を求 める学生の支援は、まだまだ進んでいない.本 人が、講義の内容の理解の難しさを申告しな ければ、適切なサポートが受けることができ ない. 多くの教員は個別の対応はできない し、「特別扱い」はできないと言うであろう. 講義内容の理解が難しい原因が、各個人で異 なり、何が問題なのかを掴み対応することは 難しいからである.

2018 年から教職課程を持つすべて大学に、 教育職員免許法の改訂に伴い,講義(演習) 担 当教員のすべての研究業績が査定され,免許 取得のための出口の均質化が求められた. 教職課程以外では、「社会人基礎力」を身につ けさせ卒業をさせることが経済産業省から 要請された.この力を大学での講義を含んだ 大学生活全体で会得をさせ、社会に出すこと が求められている. 大学は「教育基本法」に 謳われた教育の目標「人格の完成を目指した」
 研究(教育)機関である. 人格の完成は、何をも って完成なのかは議論が必要であるが、「社会 に役に立つ」という「完成」を目指した教育 活動が求められている。同法第七条には「大 学は、学術の中心として、高い教養と専門的 能力を培うとともに、深く真理を探究して新 たな知見を創造し、これらの成果を広く社会 に提供することにより、社会の発展に寄与す る」とある.人格の完成を目指し,高い教養と

専門的能力を身につけ,真理の追求と知見の 創造をする場である.高い「教養」についての 議論が必要であるし、大学の新入生の教養水 準の低下は今の始まったことではないが.一 人ひとりの固有の経験や思いを受け止めな がら、学びを創り出していく必要がある.

以上の形で論文の紹介をし,議論が行われた.各大学での実態,(保護者の学生の障害受容の課題など)が共有された.1月号において,高校生や大学生が幼児期の生活や診断,学習の実態について振り返っている文章から,改めて幼児期の発達相談の重要さ,また小学校以降に丁寧に引き継がれて発達保障がされていかなければならないということが確認された.

支部主催・関連行事

1. 西山夘三と昭和のすまい・まちづくり展

期間:3月16日~4月7日

場所:京都府立京都学・歴彩館 展示室

シンポジウム「西山夘三-20世紀のすまいを創った建築家(仮)」

日時:4月6日13:30から

場所:京都府立京都学・歴彩館 大ホール, 入場無料.

主催:NPO 西山夘三記念すまい・まちづくり文庫,京都府立京都学・歴彩館

詳細: https://book.gakugei-pub.co.jp/event-d7ba577bc7/

2. 科学カフェ京都 177 回定例会

日時: 2024年3月16日(土)午後2時

話題:巨大科学を支える世界分散コンピューティング

提供: 坂本 宏(東京大学名誉教授 専門: 素粒子物理学)

場所:京都大学理学部セミナーハウス

主催:特定非営利活動法人 科学カフェ京都

3. 京都支部 3 月読書会 (ZOOM)

日時:3月18日(月)15:30-17:30

特集 2024年2月号「地方自治体主導の温室効果ガス削減計画と対策」

総説と河野論文(河野)/スズキ論文(左近)

https://us06web.zoom.us/j/83800083648?pwd=d3jEmvABVlpBs8GLOEderxtchbtC5e.1

ミーティング ID: 838 0008 3648

パスコード: 132045

4. 講演会「能登半島地震の震源・珠洲市の原発立地をめぐる闘争を振り返る」

日時: 3月19日(火)13時半開場 14時開始 16時半まで

場所:龍谷大学深草キャンパス成就館メインシアター(350名定員 先着順)

講師:七沢潔氏(ジャーナリスト/中央大学法学部客員教授/元 NHK ディレクター)

学生:無料

一般: 資料代(500円)

主催:授業担当者 龍谷大学政策学部 松浦さと子

後援:開催実行委員会 龍谷大学教職員組合 日本科学者会議京都支部

URL https://www.ourplanet-tv.org/event/48320/

5. 生かそう憲法 守ろう9条 5・3憲法集会 i n 京都

日時: 2024年5月3日(祝・金) 13時30分から

場所: 円山野外音楽堂(京都市東山区円山町 円山公園内)

主催団体:憲法9条京都の会及び9条改憲NO!全国市民アクション・京都

6. シンポジウム 「地方自治体における温室効果ガス削減計画と対策

-実行の仕組み作り・市民参加-」

日時: 2024年5月11日(十) 14時~16時15分 (開場時間: 13時30分)

開催方法: オンライン (Zoom Meeting による)

ねらい:日本の科学者 2024 年 2 月特集「地方自治体主導の温室効果ガス削減計画と対策」 の実行のための計論を行う

プログラム

執筆者による論点の提起

14:00-14:15 はじめに 自然エネルギー利用と環境保護の両立 河野 仁

14:15-14:35 省エネ再エネによる 2050 年にむけた CO2 削減と地域発展 歌川 学

14:35-14:45 自治体の脱炭素政策をどう改善すべきか 上園昌武

14:45-14:55 脱炭素社会の担い手と中間支援 豊田陽介

14:55-15:10 政策決定プロセスにおける若者世代の関与 今井絵里菜

15:10-16:10 討論

16:10-16:15 おわりに 河野 仁

主催:日本科学者会議中長期気候目標研究委員会 JSA-ACT

協賛:気候ネットワーク、日本環境学会、公害・地球環境問題懇談会

参加ご希望の方は JSA-ACT ホームページ (https://act.jsa.gr.jp/) の「シンポジウム参加申し込み」のページから 5 月 4 日までに申し込んでください.参加方法をメールでお知らせします.

7. JSA 京都支部第5回市民講座

日時: 2024年5月19日(日)10:00~12:00

方式: ZOOM+対面のハイブリッド

会場: 龍谷大学深草学舎 22 号館 102 教室 講演: 西山勝夫氏(滋賀医科大学名誉教授)

岡田知弘氏(京都大学名誉教授)

8. 2023 年度 JSA 京都支部定期大会

日時: 2024年5月19日(日) 13:00~16:30

方式: ZOOM+対面のハイブリッド

会場:龍谷大学深草学舎22号館102教室

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況 (3月1日現在)

一般会員:164特別会費会員:3家族割り特別会費会員:2若手会員:13

【会員合計】 182人 読者: 3人

※休会一般 4, 若手特別 2

2. 会費納入状況(2月29日現在)

一般 151/165 (前納の6人を含む), 特別 3/3, 家族 2/2, 若手 6/13 2021年度未納会費 一般 2

3. 2024年2月決算

2023年度累計		2023年度(2024年) 2月決算	Ĺ
収入累計	2,540,476円	2月収入合計	94,208円
支出累計	2,420,863円	2月支出合計	200,564円
収支累計	119,613円	2月分収支	△106,356円
前年度繰越金	200,451円	前月繰越金	426,420円
2月末残高	320,064円	2月末残高	320,064円